

大和市教育大綱の改定について

【これまでの経緯等】

- ・本市では、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が平成 27 年 4 月に施行されたことを受け、平成 28 年 2 月に、「大和市教育大綱（対象期間：平成 27 年度～令和元年度）」を策定しました。
- ・その後、令和元年度に令和 2 年度から令和 6 年度までを対象期間とする現行の大和市教育大綱を策定しました。
- ・現行の教育大綱が、今年度をもって期間満了を迎えることから、総合教育会議を通じ、次期教育大綱を策定していきたいと考えています。

※ 参 考

地方教育行政の組織及び運営に関する法律【抜粋】

(大綱の策定等)

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。

【大綱改定に向けた今後の予定（案）】

第1回：教育大綱の改定について（大綱改定のスケジュール）（5月）

第2回：教育大綱の改定に向けた方向性の確認について（8月）

第3回：教育大綱の骨子案について（11月）

第4回：教育大綱の最終案について（1月）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
総合教育会議 (通常開催)		第1回 会議	庁内にて 検討・調整		第2回 会議	庁内にて 検討・調整		第3回 会議	庁内にて 検討・ 調整	第4回 会議		完成
総合教育会議 (緊急開催)	いじめ防止対策推進法第28条の重大事態が発生した場合には、随時開催します											